

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われたところです。

これを踏まえ、被扶養者としての届出にかかる者（以下「認定対象者」という。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

認定対象者の収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降の認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満（※）の場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

<現行>

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※ 年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

なお、令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の認定対象者の年間収入要件は130万円未満で判定します。

ご案内 社会保険事務はオンラインサービスで効率よく行えます

社会保険事務の効率化のために「電子申請」や「オンライン事業所年金情報サービス」を利用してみませんか。申し込み方法はとても簡単です。貴事業所の業務効率向上のためにぜひご検討ください。

オンラインサービスを利用すると…

Point 1
24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2
通知書が早く届く
情報の定期的な受け取り



Point 3
郵送費・交通費の
コスト削減



オンラインサービスの詳細や申し込み方法等は、こちらからご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。

（受付日時等はHPをご覧ください。）



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

お願い

外国籍の従業員の厚生年金保険加入前後の国民年金加入期間に係る手続き

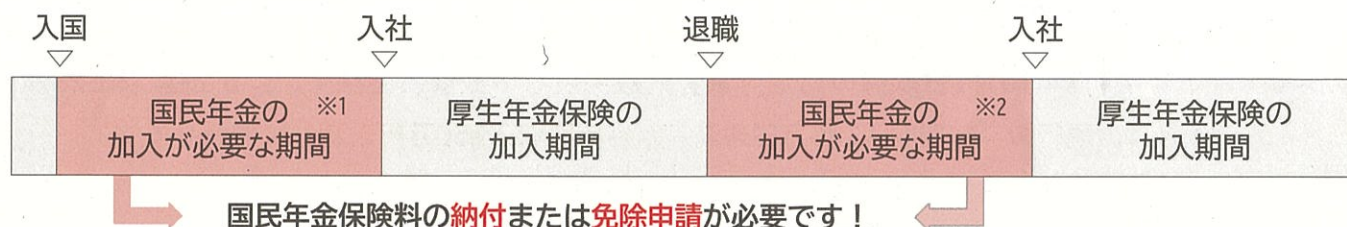
国民年金は、国籍に関係なく、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が被保険者になります。

外国籍の方が日本に入国し厚生年金保険に加入する場合、「入国から厚生年金保険加入までの期間」(※1)や、「退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間」(※2)は、法律によって国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。(社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。)

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合があります。そのため、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があります。(手続きが必要な方に日本年金機構から封書をお送りしています。)

該当する従業員の方がいる場合は、お近くの年金事務所へのご案内をお願いします。

<国民年金加入イメージ図>



年金だより

年金委員設置のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構 公式SNS



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



日本語 英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2509 1017 001 (全国)